

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：高知県知事、高知県議会議長、高知県代表監査委員、高知県人事委員会、
高知海区漁業調整委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	91.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.6	%
うち再任用職員・任期付職員	98.8	%
うち会計年度任用職員	100.9	%
全職員	83.7	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	91.4	%
本庁課長相当職	104.9	%
本庁課長補佐相当職	99.9	%
本庁係長相当職	99.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	93.7	%
31～35年	97.4	%
26～30年	94.1	%
21～25年	94.2	%
16～20年	89.6	%
11～15年	96.4	%
6～10年	96.6	%
1～5年	95.8	%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、雇用形態が常勤以外の職員については勤務時間に応じて人数換算をしており、また、期末手当が支給されない職員（週当たり勤務時間が15時間30分未満の職員）は集計の対象外としている。
- ・任期の定めのない常勤職員の男女の給与差の一要因として、扶養手当や住居手当を支給している者のうち、男性職員の占める割合が多いことがあげられる（扶養手当の支給割合：男性76%、住居手当の支給割合：男性66%）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。